# 特定非営利活動法人エス・エス・エス

防火体制について

# はじめに

エスエスエスでは、社会福祉法第2条第3項8号に規程されている無料低額宿泊所を 運営するにあたり、各種法令、厚生労働省及び監督官庁が策定されているガイドラインを遵守することはもちろんのこと、法人が定めた各種規程等を整備し、適切な施設運営に心がけております。

エスエスエスの防火体制については、下記のような対応をしております。

- 1.防火管理規定の策定と遵守
- 2.コンプライアンス推進室による内部監査の実施
- 3.職員への教育、注意喚起
- 4.防災への備え

# 1-1.防火管理規定の策定と遵守

### SSS 防火管理規定

(目的)

この規定は施設における火災を予防し、職員や施設利用者の生命、身体および生活を火災から保護するために、建築基準法や消防法および宿泊所ガイドラインを遵守し、防火管理体制の徹底を図ることを目的とする。

### 第1章 建築基準法について

施設においての消防法の遵守は、前提として建築基準法における建物の構造 や用途に深く関連するため、新規開設および既存施設の全施設を対象とし消防 管理台帳にてその形態を管理する。

第1条 (耐火構造と準耐火構造および耐火建築物と準耐火建築物)

施設の構造などは消防法などと深く関連するため、別表第1-1および別表第 1-2を参照の上、施設の構造や形態の把握に努め、管理部に報告すること。

第2条 (法的根拠書類の整備)

- 1. 建物の建築確認済証を確認し、控えを管理部に報告すること。
- 2. 前項が無い場合、中間検査合格証、検査済証、建築計画概要書のいずれかを 代用すること。
- 3. 1.および2.の根拠書類は、所轄の建築指導課または施工業者や管理会社、建 物の所有者に確認すること。
- 4. 1.および 2.の根拠書類が 3.によっても入手不能な場合は、その旨を管理部に 報告し、事由を書面にて保管すること。

### 第2章 消防法について

SSS では消防法を遵守し、防火管理の徹底を図るため、施設の規模や構造に かかわらず、自主的に全施設を対象に統一した指導や管理を行う。よって次に 掲げる項目は SSS 全施設(各支部事務所を含む)を対象として定めることとする。

※各自治体で定められた各種法令条例等を遵守し、それらに応じた対応に努めること。

第1条(防火対象物の項別区分と用途)

- 1. SSS 全施設(各支部事務所を含む)は、防火管理を義務とする。
- 2. 消防法における SSS 全施設の用途は、別表第2の(5)項のロに該当する。また、各支部の事務所の用途は、(15)項に該当する。
- 3. 前項に該当しない対象物については、管理部、消防署、専門業者、関係機関 等と協議した上で対応する事。

### 第2条 (防火対象物使用開始届出書)

施設で防火対象物使用開始届出書を所轄消防署に提出し、控えを管理部に報告すること。受理されない施設に関しては、その旨を「未届け理由書」に明記し、管理部に報告、施設に控えを保管すること。

### 第3条(防火管理者の選任)

- 1. エリアマネージャー、施設長、副施設長は、甲種防火管理者の新規講習または一定期間(5年に1回)ごとの再講習を受けること。 但し、支部主催の防火管理講習の開催や防火防災人命救助に関わる講習会などへの参加、消防職員による避難訓練の実施等をしたものは、再講習を受けたものとする。その際には、講習会に参加したことや避難訓練で消防職員が立合いされたことなどがわかる書面や写真などを控えとして保管すること。
- 2. 全施設に防火管理者を選任すること。また、防火管理者選任届を所轄消防署に提出し、控えを管理部に報告、施設に控えを保管すること。 ※防火管理者選任届が義務でない施設、または受理されない施設に関しては、その旨を「未届け理由書」に明記し、管理部に報告、施設に控えを保管すること。
- 3. 新規開設や人事異動の際には、速やかに選任届(変更届)、消防計画を作成 し、所轄消防署に提出後、控えを管理部に報告すること。また、選任届を消 防署に提出していない施設に関しては、消防計画を作成し、控えを管理部に 報告、施設に控えを保管すること。

2

# 1-2.防火管理規定の策定と遵守

### 第4条 (避難訓練の実施)

- 1. 施設(各支部を含む)で避難訓練を年に2回(4月と10月)実施すること。
- 2. 年1回は、消防機関の訓練指導(訓練立ち合い)を受けるように努めること。
- 3. 避難訓練の実施後は、自衛消防訓練実施結果記録書を所轄消防署に提出するように努めること。また、控えを管理部に報告、施設に控えを保管すること。 ※消防署に避難訓練等を依頼した際には、自衛消防訓練実施結果記録書と合わせて自衛消防訓練通知書も管理部に報告すること。

※避難訓練の報告書の提出は、(5) 項のイなどに該当する施設は、所轄消防署 に避難訓練の報告書を年に1回届出義務があるため、提出すること。

### 第5条 (消防設備定期点検)

- SSSの法定点検該当施設(各支部を含む)は、毎年2回(機器点検、総合点 検)を専門業者による消防設備定期点検を行い、結果報告書を管理部まで報 告、施設に控えを保管すること。
- 2. 点検によって不備が判明した場合は、速やかに改善し、これを管理部に報告すること。
- 3. (5) 項のロに該当する施設に関しては、3年に1回、消防署に消防設備等定期点検結果報告書を提出し、控えを管理部に報告すること。それ以外については、用途に合わせて所轄消防署に消防設備等定期点検結果報告書を提出すること。
- 法定点検義務のない施設に関しても、専門業者による消防設備点検を実施するよう努めること。

### 第6条 (立入検査)

- 1. 消防法第4条に規定する、消防署による立入検査が行われた場合は、速やかに立入検査結果報告書など指摘事項を管理部に報告、施設に控えを保管すること。
- 2. 前項により、不適事項の改善指導がある場合は、速やかにこれを改善し、消 防署に改善報告書を提出し、管理部に報告すること。

### 第7条(消防設備)

- 1. 職員、利用者の安全確保を図るため、消火器及び避難器具等、消防法を遵守 した設備を設置すること。
- ※原則、消火器、喫煙場所に防火用水(木のはったバケツ等)、調理場に消火 簡易スプレーの設置を義務付け、消防計画作成時に必要な消防設備等を確認、 設置すること。
- 2. 消防設備の有無を管理部に報告すること。
- 3. 消防設備を新たに設置または変更した場合は、設置日を管理部に報告すること。

※新たに設置する際には、所轄消防署に相談すること。

### 第8条(掲示物)

- 1. 避難経路の見取り図と避難場所が指定された地図を掲示すること。
- 2. 掲示物等による喫煙場所の周知をすること。
- 3. 有事の際に、入所者の部屋割表と施設の平面図を持ち出しできるように整備 すること。

#### 第9条 (その他)

特化施設に関しては、その使用用途に応じて消防署、専門業者、関係機関等 と協議した上で、消防設備の基準を設けて運営するように努めること。

### (((日刊))

- この規定は平成23年1月1日より施行する。
- この規程は平成27年5月8日より改訂する。

3

# 1-3.防火管理規定の策定と遵守

- ①防火対象使用開始届書について
  - ・防火対象物使用開始届書を所轄消防署に提出しています。
  - ・受理されない施設については、その理由を明記しています。
- ②防火管理者の選任について
  - ・全施設に防火管理者を選任し、防火管理者選任届を所轄消防署に提出しています。防火管理者選任届が義務でない施設、受理されない施設については、その理由を明記しています。また届出の受理にかかわらず、全施設で消防計画書を作成しています。
- ③消防設備定期点検について
  - ・法定点検該当施設は、毎年2回(機器点検、総合点検)を行っています。
  - ・法定点検義務のない施設に関しても、専門業者による消防設備点検を 実施しています。

# 1-4.防火管理規定の策定と遵守

- ④避難訓練の実施について
  - ・年に2回(4月と10月)避難訓練を実施しています。
  - ・施設の規模に応じて、消防署に避難訓練を依頼しています。
  - ・初期消火、通報、避難誘導等、防火組織図を作成しています。





# 1-5.防火管理規定の策定と遵守

- ⑤消防設備について
  - ・全施設に消火器及び避難器具等を整備しています。
  - ・喫煙場所等に防火用水、調理場に消火簡易スプレーを設置しています。
  - ・施設の規模に応じ、消防法を遵守した設備を設置しています。
- ⑥掲示物(入所者へ周知と注意喚起)について
  - ・避難経路の見取図、避難場所が指定された地図を掲示しています。
  - ・有事の際に、入所者の部屋割表と施設の平面図を持ち出しできるように

整備しています。





# 2.コンプライアンス推進による内部監査の実施

・運営が適切になされているか、施設に訪問し、

規模に応じて1名または2名で内部監査を実施しています。

現状確認

防火用水

期限確認

施設外周辺の確認

消火簡易スプレー

喫煙場所

52

・下記のようなチェックシートを用いて、各施設の状況を確認しています。



否口

否口 口防火用水

否口 口期限日:

可口

可口



# 3-1.職員への教育、注意喚起

- ・施設運営に関わる職員は、防火防災管理者の資格を取得させています。
- ・講習会の年間計画を作成し、年に1回、各支部でDVDや消防署職員を派遣した 防火講習会等を開催しています。

	17期		18期																	19期	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月 .	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5,5
東京支部	認知症 サポーター 養成講座				安全運転講習 (JAF)		防火講習会 DVD						救命教急講習				安全運転講習 DVD		防火講習会 消防署		
	開催済				開催済		開催音						批批済				間便済				
三多摩支部				防火講習会 DVD				救命教急講習		認知症 サポーター 養成講座	安全運転講習 JAF				į.	防火講習会 消防署					
				開催済				開催済		開催済	開催済					层性济					
神奈川支部		防火護署会 DVD	安全運転調管 (警察器)				教命教急講習		認知症 サポーター 養成講産				防犯講習会		防火講習会 消防署				安全運転講習		
		別報語	別推済				開催済		開催済				開催済		開催済						
埼玉支部										安全運転講習 JAF		防火講習会 DVD		救命教急講習							
										間推済		間僅済		出框游							
千葉支部				認知症 サポーター 養成講座		防火講習会 DVD				安全運転講習 JAF				救命救急講習		1/2/1/1/2		防火講習会消防署			
				用值済		開催済				翻修済				開催済							
茨城支部					防火講習会 消防署								安全運転講習 JAF	救命教急講習			防火講習会消防署				
					淵僅済								開催済	開催済			開推済				

# 3-2.職員への教育、注意喚起

# 【防火講習会報告書】

平成 29 年 12 月 6 日 特定非営利活動法人エス・エス・エス 神奈川支部 上野 晴彦

### 防火講習報告書

上記講座を開催しましたので、ご報告します。 記

### 1. 開催日時

平成 29 年 11 月 10 日(金) 13:00~13:30

#### 2. 場所

川崎市 サンピア川崎 3F

### 3. 参加者

### 【講師1名】

神奈川県川崎市消防局川崎消防署予防課予防係 消防指令 永瀬 大様 【施設長 9名】

坂戸荘: 三平施設長、下小田中: 小林施設長、有馬荘: 岡胡施設長、 相模原荘: 津田施設長、新作荘: 坂本施設長、ハッピーホーム宿河原: 永井施設長、 スマイルホーム塩浜: 柳沢施設長、千代ヶ丘荘: 中川施設長、新作第二: 辻施設長 【神奈川支部 8 名】

菅原、岡田、髙井、前田、佐藤、達見、木暮、上野

### 4. 内容

《施設における防犯対策について》

- 1. 川崎市内の火災件数について
- 2. 知識より「意識」が大切
- 3. 消火器の種類と使用方法
- 4. 火災時の対応方法
- 5. 予防と備え(消防訓練)
- 6. 質疑応答









### 5. 所感

「火の用心 言葉を形に 習慣にJ秋の予防月間の標語です。前回の防犯講習に続き、防火講習を行いました。今回の施設長会議では川崎消防署より、永瀬様を講師にお招きし、現場で活かせる防火対策、火災時の対応について学びました。

防火対策で一番重要となるのは、知識より「意識」する事です。平時より防火対策として設備の点検や訓練などを徹底し、火災に対する知識を蓄える事より「火事を起こさない」「利用者様を守る」という強い意識を持ち続ける事が重要です。

「意識」が重要とはいっても最低限の知識も必要です。再確認という点から今回の講習で説明のあった項目を挙げてゆきます。

- 1、防火対策(平常時編)
  - ・施設内外の整理整頓、清掃を行う (放火を防ぐ、避難経路を確保するため)
  - ・消火器の設置場所、種類、点検を行う (どこにあるか、どう使うか、いつでも使えるか)

# 3-3.職員への教育、注意喚起

・川崎市の簡易宿泊所や 札幌の施設等、火災があった際 には、注意喚起を行っています。 平成30年2月1日

職員の皆様へ

特定非営利活動法人エス・エス・エス 理事長 菱田貴大

### 火災予防のお願い

既に各種報道にてご存知の方も多いと思いますが、平成30年1月31日に、自立支援事業所である合同会社「なんもさサポート」が運営する札幌市の生活困窮者の自立支援関連施設「そしあるハイム」にて、入居者とみられる11人の方が犠牲となる痛ましい火災が発生しました。現状では出火原因などの詳細はまだ判明していませんが、各部屋では入居者たちが石油ストーブなどの暖房を使っていたとの報道もあります。

この痛ましい火災事故を鑑み、職員や施設利用者様の生命、身体および生活を火災から保護し、『安心・安全』を万全に確保していくためにも再度、職員による規定の順守履行と利用者の皆様への火災予防へのご理解と啓発をお願いいたします。

### ≪防火管理規定より抜粋≫

- ・施設で防火対象物使用開始届出書を所轄消防署に提出
- ・施設(各支部を含む)で避難訓練を年に2回(4月と10月)実施
- ・法定点検該当施設(各支部を含む)は、毎年2回(機器点検、総合点検)を専門業者による消防設備定期点検の実施
- ・消火器及び避難器具等、消防法を遵守した設備の設置
- ・喫煙場所に防火用水(水のはったバケツ等)、調理場に消火簡易スプレーの設置
- ・避難経路の見取り図と避難場所が指定された地図の掲示
- ・掲示物等による喫煙場所の周知

### ≪施設利用の手引きより抜粋≫

- ・タバコは施設内の決められた場所で吸ってください。
- ・ガスコンロ、暖房器具などの火災の原因となりうる物は、一切持ち込まないでください。また、 やむを得ない事情で電化製品などを持ち込む場合は施設長、担当者に確認してください。

職員の皆様の日々の確認と備え、利用者様のご理解と協力が火災予防に繋がります。よろしくお 願いいたします。

# 4.防災への備え

- ・各施設にBCPマニュアルを作成し、整備しています。
- ・AED(自動体外式除細動器)を全施設に設置しています。
- ・施設職員は、普通救命講習を受講させています。 3年に1回、再講習会も開催しています。







